

社会福祉法人和順会役員等報酬および旅費に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和順会（以下「和順会」という。）定款第 2 4 条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第 5 条の規定に基づき、役員及び評議員選任・解任委員の報酬及び役員、評議員、評議員選任委員の旅費について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 1 6 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条第 1 項に定める評議員選任・解任委員をいう。
- 2 報酬とは、法人との委任関係にある役員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 3 旅費とは、役員、評議員、評議員選任・解任委員が委任業務を行った場合の実費費用として支払われるものである。

(役員報酬)

第 3 条 役員報酬は定款第 2 4 条に定めに従い、別表 1 の (1) の支給基準により支給することができる。

但し、理事長及び常務理事が和順会職員との兼務でなく、常勤として業務に従事する場合の報酬は、別表 1 の (2) の支給基準により支給することができる。

なお、この場合、通勤手当及び賞与以外の手当は支給しない

(評議員選任・解任委員の報酬)

第 4 条 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会運営細則第 5 条の定めに従い、別表 1 の (3) の支給基準により支給することができる。

(旅費)

第 5 条 役員、及び評議員、評議員選任・解任委員の旅費は、別表 2 の支給基準により支給することができる。

(適用除外)

第 6 条 第 2 条 (1) から (3) 号に定める者が職員を兼務する場合及び第 6 条に定める理事長、常務理事には、この規程を適用しない。

附則

第 7 条 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条の評議員選任・解任委員会の旅費に関しては平成 2 9 年 2 月 1 日より適用する。

別表1の(1)

理事及び監事の報酬

原則として無報酬とする。

但し、監事が法人の運営指導及び監査業務等を行った場合は、1回につき、10,000円を超えない範囲で支給することができる。

別表1の(2)

常勤理事長及び常勤常務理事の報酬

区 分	月額報酬(円)
報 酬	退職時の給与月額の80%を超えない額

※ 通勤手当、賞与は和順会給与規程に準拠し支給することができる。

別表1の(3)

評議員選任・解任委員の報酬

原則として無報酬とする。

別表2

役員、評議員、評議員選任・解任委員の旅費

原則支給しないものとする。

※但し、役員、評議員としてその業務により出張する場合の旅費等については和順会旅費規程に準拠する。